

書き方見本ファイル

2026年9月時点

以下の事業者は、この『書き方見本』ファイルを参考に、テンプレートを作成してください。

◆19-ゴム製品製造業◆

	必要書類		賛助会員	育成就労会員
必須	①	製造品の画像と説明文（※1）	○	○
	②	製造品が最終的に組み込まれる完成品（最終製品）の画像と説明文（※1）	○	○
	③	製造品を生産するために用いた設備の画像及び説明文（※1）	○	○
	④	事業実態を確認できる、直近1年以内の証跡画像 （上記①の製造品の納品書、出荷指示書、他社からの注文書等）	○	○
該当の場合 追加提出	⑤-1	その他、一般社団法人工業製品製造技能人材機構から確認の過程で追加提出の指示があったもの（初回申請時は不要です）	左記該当の場合のみ	
	⑤-2	権利等の関係で、製造品等の画像を提出できない場合は、 『製造品の画像提出不可の理由書』（様式自由）	左記該当の場合のみ	
	⑤-3	その他、一般社団法人工業製品製造技能人材機構から確認の過程で追加提出の指示があったもの（初回申請時は不要）	左記該当の場合のみ	
育成就労 外国人を 受け入れる 場合	【事務局から連絡があり次第、メールに添付してお送りください】 ◆育成就労外国人に「混練り圧延加工」を必須業務又はその他従事する業務として従事させる場合 i 育成就労外国人の受入れに関する誓約書（上乘せ要件① テンプレート） ii 育成就労指導員が（一社）日本ゴム工業会が提示した基準の技能を有し（一社）日本ゴム工業会から認定を受けた者であることを証する資料 ◆従事させない場合 今後、育成就労外国人に「混練り圧延加工」を必須業務又はその他従事する業務として従事させない場合、今後、従事させる際には変更申請を行い、必要書類の提出が必要です。		左記該当の場合のみ	

※1 申請する製造品について、画像や資料に加え、詳細な説明をお願いいたします。
また、本申請は事業所単位となります。
製造品等の画像等は、特定技能外国人又は育成就労外国人を受け入れる事業所において製造しているものをご提出下さい。
受入れ事業所以外の事業所で製造している製造品は証明書類とはなりません。

※2 請負業務で製造する製造品が、申請する産業分類に該当している、と明示的に確認できる契約書を提出して下さい。

書き方見本ファイル

19ーゴム製品製造業

入会申込み証明書類

事業者名：**株式会社 経済産業 東京工場**

「一般社団法人 工業製品製造技能人材機構」への入会にあたり、必要な証明書類（該当する全ての産業の日本標準産業分類証明書）です。

以下1.～4.をご確認いただき、証明書類をご準備ください。

《産業分類》

1. 特定技能外国人及び育成就労外国人が従事する（予定の）日本標準産業分類の番号を1つ選択してください。

製造品1点につき、1つの日本標準産業分類です。

複数製造品がある場合は、2ページ目以降にページを追加・挿入して、各製造品がどの産業分類に申請するのか、わかるようにしてください。

※ 外国人の受入れにあたり、特定技能外国人については業務区分及び従事する業務が、育成就労外国人については主たる技能が制度の対象となっている必要があります。

事業所の日本標準産業分類が本制度の対象であっても、外国人の業務区分、従事する業務及び主たる技能が該当しない場合は外国人の受入れが認められません。

そのため、JAIM入会申請審査の過程で、外国人に従事させる予定の業務について事務局から確認を行う場合があります。

☐	11－繊維工業	☐	2146-陶磁器製タイル製造業	☐	245-金属素形材製品製造業
☐	1221-造作材製造業（建具を除く）	☐	2151-耐火れんが製造業	☐	2461-金属製品塗装業
☐	1224-建築用木製組立材料製造業	☐	2152-不定形耐火物製造業	☐	2462-溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
☐	131-家具製造業	☐	2194-鋳型製造業（中子を含む）	☐	2464-電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
☐	1391-事務所用・店舗用装備品製造業	☐	2211-高炉による製鉄業	☐	2465-金属熱処理業
☐	1393-鏡緑・額縁製造業	☐	2212-高炉によらない製鉄業	☐	2469-その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
☐	1399-他に分類されない家具・装備品製造業（黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）	☐	222-製銅・製鋼圧延業	☐	2471-くぎ製造業
☐	141-バルブ製造業	☐	2231-熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	☐	2479-その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
☐	1421-洋紙製造業	☐	2232-冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	☐	248-ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
☐	1422-板紙製造業	☐	2234-銅管製造業	☐	2499-他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
☐	1423-機械すきと紙製造業	☐	2236-磨棒銅製造業	☐	25-はん用機械器具製造業（細分類2591消火器具・消火装置製造業を除く。）
☐	1431-塗工紙製造業（印刷用紙を除く）	☐	2237-引抜銅管製造業	☐	26-生産用機械器具製造業
☐	1432-段ボール製造業	☐	225-鉄素形材製造業	☐	27-業務用機械器具製造業（小分類274医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類276武器製造業を除く。）
☐	144-紙製品製造業	☐	2291-鉄鋼シャースリット業	☐	28-電子部品・デバイス・電子回路製造業
☐	145-紙製容器製造業	☐	2299-他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）	☐	29-電気機械器具製造業（細分類2922内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
☐	149-その他のバルブ・紙・紙加工品製造業	☐	2332-アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）	☐	30-情報通信機械器具製造業
☐	15-印刷・同関連業	☐	2341-電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）	☐	311-自動車・同附属品製造業
☐	18-プラスチック製品製造業	☐	235-非鉄金属素形材製造業	☐	311-自動車・同附属品製造業（製造工程に金属表面処理加工が含まれている事業所に限る。）
☐	18－プラスチック製品製造業（プラスチック製品へめっき加工のみを行う事業所に限る。）	☐	2422-機械刃物製造業	☐	314-航空機・同附属品製造業
☒	19-ゴム製品製造業	☐	2424-作業工具製造業	☐	314-航空機・同附属品製造業（製造工程に金属表面処理加工が含まれている事業所に限る。）
☐	206-かばん製造業	☐	2431-配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）	☐	3253-運動用具製造業
☐	2122-生コンクリート製造業	☐	2432-ガス機器・石油機器製造業	☐	3293-パレット製造業
☐	2123-コンクリート製品製造業	☐	2441-鉄骨製造業	☐	3295-工業用模型製造業
☐	2129-その他のセメント製品製造業	☐	2442-建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）	☐	3299-他に分類されないその他の製造業（R P F 製造業及び人体保護具製造業に限る。）
☐	2141-衛生陶器製造業	☐	2443-金属製サッシ・ドア製造業	☐	484-ごん包業
☐	2142-食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	☐	2444-鉄骨系プレハブ住宅製造業		
☐	2143-陶磁器製置物製造業	☐	2446-製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）		

※選択を行う産業分類の内容は「日本標準産業分類」により確認下さい。

（こん包業以外） https://www.soumu.go.jp/main_content/000935526.pdf

（こん包業） https://www.soumu.go.jp/main_content/000935529.pdf

«日本標準産業分類番号：2462,2464,2469,18（プラスチック製造品へのめっき加工）,311-自動車・同附属品製造業（製造工程に金属表面処理加工が含まれている事業所に限る。）,314-航空機・同附属品製造業（製造工程に金属表面処理加工が含まれている事業所に限る）で申請を希望される場合»
 提出必須情報が複数あります。書き方見本をよくご確認ください。

2. 証明書類（以下の①、②、③、④のすべてを添付してください。）

① 《製造品》

製造品画像は、申請する事業所内での最終製品の画像を貼付してください（出荷時点の製造品）。
添付する画像は単体かつ接写で明瞭なものをご用意ください。
下記に、製造品の重要性が確認できるよう用途・機能について子細な説明を記載してください。
※特定技能外国人又は育成就労外国人を受け入れる事業所において製造しているものを提出して下さい。それ以外の事業所で製造している製造品は証明書類とはなりません。

製造品名称：	〇〇
製造品の用途や機能：	製造した製品は、●●に組み込まれて利用されており、完成品の品質・安全性・耐久性の向上に貢献しています。

☐

↑ チェック不要（他の産業分類に届出する事業者向けの確認項目です。）



① 《製造品》が確認できる画像（例）

○ 良い例



部品：タッチパネルセンサー部品
用途：券売機・ATM等
機能：タッチ操作の変化により、精度・反応速度の対応を調整

- ◎ 製造品の説明文が記入されている
※ 画像付近の説明に加え、テンプレートで画像についての詳細説明を記載してください



歯車部品を製造。
用途は、業務用発電機・インバーターであり、トルク調整の機能を果たしている。

- ◎ 届出する分野に該当する製造品が単体で鮮明に描写されている



家庭用電化製品（主にエアコン・冷暖房機器・冷蔵庫）の電子回路

- ◎ 製造品が単体でカラー描写されており明瞭である



- ◎ 複数の製造品が写っているも、届出する製造品と対応する産業分類番号が明瞭に示されている



- ◎ 企業HPを用いる場合、該当ページ（製造品や生産工程など）の画像を枠で囲っている
◎ 説明文を記載するなど明確に示している

× 悪い例



- ▲ 説明文がなく写真のみ



- ▲ 写真がぼやけていて不鮮明



家庭用電化製品（主にエアコン・冷暖房機器・冷蔵庫）の電子回路

- ▲ モノクロ
（届出受理の判断となる要素のためカラー提出を推奨します）



- ▲ 複数の製造品が写っていて、どれが対象の製造品が不明
▲ 他製造品に隠れている部分があり不明瞭



- ▲ HP画面をただ貼り付けている

② 《完成品（最終製品）》

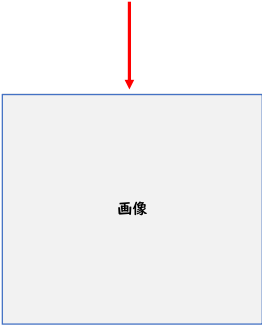
製造品が最終的に組み込まれる完成品（最終製品）の画像と説明の記入をお願いします。
下記に、製造品がどのような完成品のどこに利用されるのか、完成品（最終製品）の画像や文章を用いて子細な説明を記載してください。
実際の完成品撮影が不可の場合は、イラストや類似製品等の例示で構いません。
申請する事業所内で完成品まで製造している場合は、製造品と完成品の画像は同一で構いません。

完成品名称：製造品は、別事業所に出荷され、最終製品●●に組み込まれます。

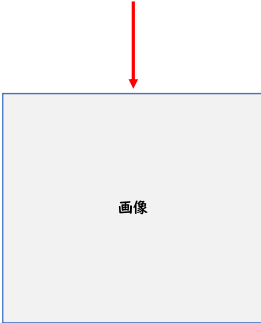
完成品（最終製品）の説明：外形からは確認ができません。〇〇と組み立て、カバーが施された後、最終的な完成品は●●になります。

☐ ←対応後にチェック必須。申請する製造品が、完成品のどこに使用されているのか、矢印で示しました。
画像のどの部分にP.2の製造品が使用されているのか、必ず矢印で示して下さい。

画像の説明
例）製品が組み込まれた後の、最終的な完成品●●の画像



画像の説明
例）製品が実際に利用されている画像等



② ≪完成品≫（最終製品）の画像（例）

○ 良い例



工場内配電盤



業務用冷蔵庫の
温度制御装置
※当社出荷後、
別事業者の工場にて
製品に組み込まれます。

- ◎ 完成品（最終製品）の画像も合わせて提示し、製造品がどこに利用されるか明瞭に示されている
- ◎ 出荷後に別事業者が組み立てる場合でも、例を挙げて説明

× 悪い例



- ▲ 完成品（最終製品）のどの部分に製造品が使用されているかが不明瞭

③ 《製造品を生産するために用いた設備や製造工程の説明》

製造品を生産するために用いた設備（工作機械、鑄造機、鍛造機、プレス機、ミシン等）や製造工程の画像を添付してください。
下記に、設備の名称や製造工程が確認できる子細な説明を記載してください。

設備の用途や
機能、製造工程
の説明：

画像1 ○○工程では、●●設備を用いて製品の加工・製造を行います。
画像2 ○○工程では、●●機器を用いて品質確認や仕上げ作業を行います。
画像3 梱包工程では、○○設備を用いて製品の梱包・出荷準備を行います。

製造品への
効果：

コストが安価で、輸送中の衝撃から製品を保護します。

□

□

□

↑ チェック不要（他の産業分類に届出する事業者向けの確認項目です。）

□

↑ チェック不要（他の産業分類に届出する事業者向けの確認項目です。）



画像



画像



画像

画像1
画像の説明
例) ○○工程で用いる設備・機器

画像2
画像の説明
例) ○○工程で用いる設備・機器

画像3
画像の説明
例) 梱包・出荷前の製造品

③ 《製造品を生産するために用いた設備や製造工程》画像（例）

○ 良い例



製造品テスト設備：感光性確認のため、センサー反応測定を実施

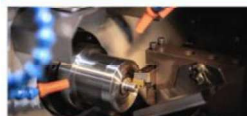


製造品加工設備：強度向上のため、バルブの表面熱処理加工を実施

- ◎ 届出する分野に該当する製造品を製造している機器がどれなのか、明瞭に示されている
- ◎ 設備の説明文が記載されている



組立及び通電測定



加工（シリンダ部分の切削）



金型製作（チャンバー部品）

- ◎ 手元の近影など、作業内容が明瞭に示されている
- ◎ 作業工程の説明が記載されている

× 悪い例



- ▲ 全景写真のみ
届出する分野に該当する製造品を製造している設備がどれなのかが不明瞭



- ▲ 手元が写っていない



- ▲ 作業内容が不鮮明



- ▲ 作業工程の説明が記載されていない

④ 《証跡画像（出荷実績）》

事業実態を確認できる、直近1年以内の証跡画像（製造品の納品書、出荷指示書、他社からの注文書等）を添付してください。
なお、自社名、製造品名及び金額等以外の証明に必要な部分は黒塗りにしてください。（または該当する製造品がわかるようにマーカを引いてください）

証跡画像の詳細
説明：

・納品書の項目にある『商品A_ABC999999999-A』は、届出する製造品〇〇の型番です。

11

↑ チェック不要（他の産業分類に届出する事業者向けの確認項目です。）

④ 《証跡画像》（納品書の例）

○ 良い例

納品書

日付：2022年6月1日
No：20220601701

株式会社 経済産業 御中

株式会社 協誠・連絡会 第一工場
〒123-0000
東京都千代田区
TEL：00-0000
担当：経済 太
納品

◎ 取引先名を記載できない場合（黒塗りで提出されたい場合は、（事前に）ご相談の上、その理由（守秘義務により表示不可等）を記載してください。

◎ 納品書の日付は届出日から1年以内（当該製造品の1年以内の製造実績を示す）

◎ 複数事業所を届け出る場合、事業所ごとの証明書類が必要です

◎ 本社で一括管理されている場合は、その旨を記載

品名	数量	単価	金額	備考
商品A_ABC999999999-A	2	120,000	240,000	※ 家庭用電化製品の電子回路を製造しています。
小計				
消費税 10%				
合計				

◎ 届出する分野に該当する製造品が分かるように、届出に関係ない他の製造品は黒塗りする

◎ もししくは該当する製造品をマーカーする

◎ 届出分野に該当する製造品の「日本標準産業分類の番号」及び製造品の用途について説明

◎ 手書きで追記しても構いません

× 悪い例

納品書

日付：2015年4月1日
No：20150401001

株式会社 経済産業 御中

東京都千代田区千代田 〇-〇
TEL：00-2345-6789
納品 経済 太

下記の通り納品いたします。

納品金額：¥22,000-

品名	数量	単価	金額	備考
商品A_ABC999999999-A	2	1,000	2,000	
商品A_ABC888888888-B	18	1,000	18,000	
小計				20,000
消費税 10%				2,000
合計				22,000

▲ 届出日より1年以上前の納品日

▲ 自社名がない

▲ 複数事業所を届け出る場合、届出の工場名がない

▲ どれが今回届出する分野に該当する製造品か不明

▲ 届出する分野に該当する製造品の「日本標準産業分類の該当番号」及び製造品の用途に関する説明文が書かれていない

④ ≪証跡画像≫（発注書の例）

○ 良い例

◎ 取引先名を記載できない場合（黒塗りで提出されたい場合）は、（事前に）ご相談の上、その理由（守秘義務により表示不可等）を記載してください。

経済産業ビル内
株式会社 経済産業 御中

発 注 書

発注No. 1234567890
発注日 2023/04/01

◎ 発注日の日付は届出日から1年以内
（当該製造品の1年以内の製造実績を示す）

下記のとおり、発注致します。

◎ 届出する分野に該当する製造品が分かるように、届出に関係ない他の製造品は黒塗りする
◎ もしくは該当する製造品をマーカーする

品 名	数量	単位	単価	金 額
商品_AB一式	5	セット	90,000	450,000
商品_AB (加工費)	10	個	12,000	120,000
商品_C_品番00002	1	ケース	5,000	5,000
商品_C_品番00003	3	個	900	2,700
商品_C_品番00004	83	個	400	33,200
商品_D_品番00005	1	個	5,000	5,000
商品_D_品番00005 (加工費)	1		10,000	10,000

株式会社 協賛・連絡会 第一工場
〒123-4567 東京都千代田区千代田1-2-3

◎ 複数事業所を届け出る場合、事業所ごとの証明書類が必要です
◎ 本社で一括管理されている場合、その旨を記載

←バルブ内圧制御部品の製造と加工です

◎ 届出分野に該当する製造品の「日本標準産業分類の番号」及び製造品の用途について説明
◎ 手書きで追記しても構いません

× 悪い例

〒123-4567
東京部 千代田区千代田 3-2-3
経済産業ビル内
株式会社 経済産業 御中

発 注 書

▲ 届出日より1年以上前の発注日

発注No. 1234567890
発注日 2019/04/01

下記のとおり、発注致します。

発注金額	¥715,990
支払条件	月次請求（月末日締め）
納付条件	振込振込2週間

品 名	数量	単位	単価	金 額
商品_AB (加工費)	10	セット	90,000	900,000
商品_C_品番00001	10	個	2,000	20,000
商品_C_品番00002	1	ケース	5,000	5,000
商品_C_品番00003	3	個	900	2,700
商品_C_品番00004	83	個	400	33,200
商品_D_品番00005	1	個	5,000	5,000
商品_D_品番00005 (加工費)	1		10,000	10,000

〒123-4567 東京都千代田区千代田1-2-3
TEL: 03-1234-5678

▲ 白社名がない
▲ 複数事業所を届け出る場合、届出の工場名がない

▲ どれが今回届出する分野に該当する製造品か不明
▲ 届出する分野に該当する製造品の「日本標準産業分類の該当番号」及び製造品の用途に関する説明文が書かれていない

⑤ 《追加資料（以下に該当する場合のみ）》

- 追加資料の詳細
説明： 株式会社Aとの請負契約書です。

11 / 11 ページ